



狛政発第 000358 号
令和 4 年 2 月 28 日

狛江市監査委員
東海林 和彦 様
同
石川 和広 様

狛江市長
松原 俊雄
(公印省略)

財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 12 月 24 日付け狛監委発第 000077 号により、財政援助団体監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（福祉政策課）

1 補助金交付要綱について

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会補助金交付要綱において、補助対象経費として掲げられている「ボランティアのまちづくり事業」及び「福祉教育推進事業」については、平成28年4月に設置された狛江市市民活動支援センターの指定管理業務として事業実施されているとのことであった。そのことから、補助対象事業では無くなっているとのことから、実態に即した要綱に改められたい。

講じた措置

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会補助金交付要綱（平成15年要綱第60号。以下「要綱」という。）について、令和4年4月1日施行に向け改正作業を行っております。改正内容といたしまして、今回ご指摘いただきました補助対象事業について、別表から「ボランティアのまちづくり事業」及び「福祉教育推進事業」の項を削る改正を行うほか、その他別表内の文言整理を行い、実態に即した要綱に改めてまいります。

2 事業実績報告書について

令和2年度事業実績報告書において、補助金等交付額欄に実績報告額が記載されていた。本来であれば、実績報告を受け、市が事業内容を審査後に最終の補助金額が確定されるものであることから、補助金の運用に則した記載内容に改められたい。

講じた措置

1の要綱の一部改正において様式につきましても見直しを行っております。

見直しの内容といたしましては、改正前は、狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第8号。以下「規則」という。）第5条に規定する申請書及び規則第13条に規定する報告書を様式として使用しておりましたが、改正後は、要綱の様式として補助金交付申請書、補助金交付・不交付決定通知書、補助金交付請求書、補助対象事業実績報告書、補助金確定通知書兼精算書、補助金交付決定取消通知書及び補助金返還命令書の様式を加えるものでございます。

今回ご指摘いただきました部分の対応といたしましては、第8条の規定により狛江市社会福祉協議会から「交付決定額」、「実績額」及び「精算額」を補助対象事業実績報告書に記載の上、補助対象事業の実績を報告していただくようにいたします。市長は、第9条の規定により実績報告を審査の上、補助金交付額を確定し、補助金確定通知書兼精

算書により狛江市社会福祉協議会に通知し、必要に応じて精算するようにいたします。

以上の内容の要綱の一部改正を行い、令和3年度の実績報告につきましては、補助金の運用に則した記載内容に改めます。

3 事務処理について

社会福祉協議会において、提出を受けた令和2年度決算報告書及び貸借対照表の記載に一部誤りが見受けられたことから、適切な事務処理に努められたい。

講じた措置

令和3年度の決算から決算報告書等を作成するうえでのチェックリストを作成するとともに、会計責任者をはじめ、複数の職員による確認を徹底します。

4 寄附金について

社会福祉協議会において、主な収入の一つに寄附金収入がある。寄附者については社協だよりに掲載しているとのことであったが、その後の寄附の使途については、現在、周知等していないとのことであった。核家族化が進んでいる中、寄附の使途についても周知することにより、必要性・重要性等が認知され寄附による支えあう意識の醸成にもつながっていくと考えられる。このことから、より効果的な周知方法等について、今後検討されたい。

講じた措置

寄附金の使途・成果についても、令和4年度から社協だより、ホームページ等で公開し、寄附の使途等を可視化することで、信頼性の確保につなげます。

また、当会事業の活動や理念に共感した上で、寄附の使途を選択できるようにしたり、地域の課題解決が寄附者にとって身近になり、寄附者の行動が社会貢献につながるという喜びを享受できるような仕組みを検討していきます。